

一前嘆願拒絶ノ場合左記ノ案ヲ得恩改善ヲ要求スル

要本書

- (一) 一年二回定員増ヲ付給サレタス
 - (二) 四大節ヲ公休トサレタス
 - (三) 公傷ノ場合ハ日給ノ全額ヲ付給サレタス
 - (四) 八時間労働制ヲ実施サレタス
 - (五) 健康保険給付金ヲ一時會社立替
 - (六) 従業員全休ノ甚路花及補助金ヲ支給セタス(又毎月五十円給)
 - (七) 又社労働行政ノ地方分權制ヲ付
 - (八) 月給者退職手当制度ヲ制定セタス
- 但し一年勤続者対シ一月分一年ヲ増ス五、六月分
- (九) 定期昇給制度ヲ実施サレタス
- 以上ヲ決議シ今夜近寐ハ一應總同盟會長ニ協議ヲ為スベトテ

松岡會長ヲ訪向協議ノ結果翌二日總同盟在京緊急會中決
 委員會ヲ本部ニ向催シ本部代表者會議ノ決定ヲ正式承認
 セサル替リ松岡會長其解決ニ奔走セリト協議纏リタリ
 事態如斯擴大セルヲ以テ調停官(建築工場監督課長)ハ函者
 (労資)ノ意向同ヲ聴取スルノ爲三月二十日會社側ヨリ土屋顧問外
 二名ヲ出頭督促シ特高課長ト共其意見ヲ求メタルニ會社縣署
 局對シ詳シク説明ノ要アリトテ會社管理課不振石曲販賣戰激
 化ノ状態減俸並昇給停止ノ事情及今般昇給スルニ至リテ理由
 等縷々陳述シ如何ニ從業員ノ要求ガ妥當ナラサルカヲ説明シタリ
 シカ函課長ヨリ解決ガ妥協点ヲ発見スル様懇請シタル結果
 廿五日回案金為スレトテ會日見テ了レタリ
 而シテ一總同盟ハ前記協議ヨリ廿一日松岡駒吉自カラ鶴見ニ
 来リ代表者ヲ説得シ所轄署ニ依テ署長並調停官補ト會